府民公募型整備事業（既要望）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第１段階チェック）		技術審査（第２段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
								公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
	種別	名　　称	所在地			対象	→対象工事とならない理由（欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
1	交通安全施設	信号機（移設）	中京区西ノ京藪ノ下町 丸太町西小路交差点	歩道上に柱が並立しており、歩行の妨げとなるので移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		中京署管内（既要望）
2	交通安全施設	信号機（移設）	左京区田中西高原町 東鞍馬口高原交差点	歩道上に柱が並立しており、歩行の妨げとなるので移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		下鴨署管内（既要望）
3	交通安全施設	信号機（移設）	右京区梅津前田町 四条梅ノ宮大社前交差点	狭い歩道に柱があり、歩行の支障となっているため移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		右京署管内（既要望）
4	交通安全施設	信号機（灯器改良）	南区八条寺内町 東寺西門通南大内小学校通交差点	通学路であるが、灯器が劣化しており、西日等の影響で見にくいため、ＬＥＤ化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南署管内（既要望）
5	交通安全施設	信号機（移設）	南区西九条森本町 十条通上鳥羽緯５２号線交差点	路肩部に柱が並立しており、通行の妨げとなっているため移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南署管内（既要望）

◆【第１段階チェック：対象とならない工事】
①国や市町村が管理する施設に関する工事
②利便性向上や環境整備に関する工事
③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
☆《他事業での実施》
⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
◆【第２段階チェック：技術審査】
６項目について〇、×の評価を記入